

平成15年 6月27日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目11番16号

フィールズ株式会社

代表取締役社長 山 本 英 俊

第15回定時株主総会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第15回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項** 第15期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
- 決議事項**
- 第1号議案** 第15期利益処分案承認の件
本件は原案のとおり承認可決されました。
（利益配当金は1株につき10,000円）
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は原案のとおり承認可決されました。
- 第3号議案** 取締役5名選任の件
本件は原案のとおり承認可決され、取締役に山本英俊、北野重敏、山中裕之、末永 徹、糸井重里の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
本件は原案のとおり承認可決され、監査役に松下 滋、古田善香の両氏が新たに選任され、就任いたしました。
- 第5号議案** 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任された藤島輝男、若園秀夫および本総会終結の時をもって監査役を辞任された嶋田栄治、大原清一郎の4氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしました。その具体的金額、贈呈の時期および方法については、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任いただくことで原案のとおり承認可決されました。
- 第6号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件
本件は原案のとおり承認可決されました。

以 上

【お知らせ】

○ 商法改正により、本年4月1日から株券失効制度が実施されました

株主様をご所有の株券を紛失された場合、従来は裁判所に公示催告の申立を行い、除権判決を受けていただく必要がございましたが、今般、当社の名義書換代理人であるUFJ信託銀行に対して紛失株券を無効とするための「株券喪失登録」を申請し、1年の間異議申出が無ければ株券を再発行できることとなりました。

詳しくはUFJ信託銀行証券代行部までお問い合わせください。

○ 配当金の税制が変わります

平成15年度税制改正により、

- ① 平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に株主様が受け取る当社配当金につきましては、源泉徴収税率は10%となります。
- ② 少額配当申告不要制度の上限規制が撤廃され、当社の年間配当受取額が10万円を超える場合も、源泉徴収のみで納税を完了できるようになりました。また、確定申告をして配当税額控除を適用のうえ、総合課税を選択することも可能です。
(当社の発行済株式総数の5%以上を所有する個人の株主様を除きます)
- ③ 源泉分離選択課税制度(35%源泉徴収)は、平成15年3月31日をもって廃止されました。

詳しくはお近くの税務署にご確認ください。